

第百六十八回 参議院農林水産委員会會議録第八号

平成十九年十二月十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月六日

辞任

広田 一君

補欠選任

青木 愛君

十二月七日

辞任

姫井由美子君
横峯 良郎君

補欠選任

米長 晴信君
藤原 良信君

出席者は左のとおり。

委員長

郡司 彰君

理事

委員

主濱 了君
平野 達男君
加治屋義人君
野村 哲郎君

青木 愛君
一川 保夫君
金子 恵美君
亀井亜紀子君
高橋 千秋君
藤原 良信君
舟山 康江君
米長 晴信君
市川 一朗君
岩永 浩美君
牧野たかお君
山田 俊男君
澤 雄二君
谷合 正明君
紙 智子君

衆議院議員

農林水産委員長 宮腰 光寛君

農林水産委員長 代理 宮路 和明君

國務大臣

農林水産大臣 若林 正俊君

事務局側

常任委員会専門 鈴木 朝雄君

○鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のため
の特別措置に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(郡司彰君) ただいまから農林水産委員
会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、広田一君、横峯良郎君及び姫井由
美子君が委員を辞任され、その補欠として青木愛
君、藤原良信君及び米長晴信君が選任されまし
た。

○委員長(郡司彰君) 鳥獣による農林水産等に
係る被害の防止のための特別措置に関する法律案
を議題といたします。

提出者衆議院農林水産委員長宮腰光寛君から趣
旨説明を聴取いたします。宮腰衆議院農林水産委
員長。

○衆議院議員(宮腰光寛君) ただいま議題となり
ました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容
を御説明申し上げます。

鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のため
の特別措置に関する法律案は、農山漁村地域に
おいて鳥獣による農林水産等に係る被害が深刻
な状況にあり、これに対処することが緊急の課題

となつてゐることにかんがみ、鳥獣被害の防止の
ための施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて
農林水産業の発展と農山漁村地域の振興に寄与す
ることを目的とするものであり、その主な内容は
次のとおりであります。

第一に、農林水産業等に係る被害の防止に係る
施策の責任者である農林水産大臣が、被害防止施
策を実施するための基本指針を定めることとして
おります。

第二に、最も現場に精通し、今日その対策に腐
心している市町村が、主体的に被害防止施策に取
り組むことができるようにするため、農林水産大
臣が策定する基本指針に即して、単独で又は共同
して被害防止計画を作成することができるように
するとともに、その際、市町村が、都道府県知事
に対し、必要な援助を求めることができることと
しております。

この被害防止計画を作成した市町村について
は、都道府県知事が有している有害鳥獣捕獲許可
権限を委譲することができる仕組みを設けるほ
か、この計画に基づく施策の実施を支援するた
め、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上
の措置を講じることとしております。

第三に、市町村が、捕獲、防護さく設置等の
被害防止施策を組織的かつ効果的に実施するた
め、鳥獣被害対策実施隊を設置することとし、
その隊員については、非常勤の公務員とするこ
とに、狩猟税の軽減その他の必要な措置を講じる
こととしております。

第四に、人と鳥獣の共存に配慮する観点から、
国及び地方公共団体は、鳥獣の良好な生息環境の
整備及び保全を図るため、間伐の推進、広葉樹林
の育成その他の必要な措置を講ずるとともに、被
害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性
の確保に留意するとともに、数が著しく減少して

いる鳥獣等について、その保護が図られるよう十
分配慮するものとしております。

そのほか、この法律案では、一、国及び地方公
共団体等の連携、二、農林水産業被害の実態、鳥
獣の生息の状況及び生息環境の把握、三、被害原
因の究明、調査研究の推進、四、人材の育成、
五、農林漁業の振興及び農山漁村の活性化などに
関する規定を設けております。

また、附則において、鳥獣の保護及び狩猟の適
正化に関する法律の改正を行い、鳥獣の生息の状
況等について定期的に調査を行い、その結果を同
法の適正な運用に活用する旨の規定を追加するこ
としております。

以上が、本案の趣旨及びその主な内容でござい
ます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださ
いますようお願い申し上げます。

○委員長(郡司彰君) 以上で本案の趣旨説明の聴
取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は御発言願います。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。
質問の時間をお与えくださいましてありがとうございます。
早速、それでは提案者に質問をした
いと思います。

私も日本共産党は、野生鳥獣による農作物な
どの大きな被害が出ている実態がある下で、その
被害防止対策というのがこれ必要だと、当然だとい
うふうに思います。そのための対策は、駆除一
辺の対応ではなくて、野生鳥獣の生息地の管理
や鳥獣の保護管理計画に基づいて駆除と保護管理
が総合的に取り組まなければならないというふ
うに考えているわけですが、この点についての提
案者のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 今回の特措法につき

ましては、鳥獣保護法と相まって、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止を実現しようとするものであります。

したがって、本法案におきましては、農林水産大臣の定める基本指針については鳥獣保護法の基本指針と、また、市町村が定める被害防止計画につきましては、都道府県の定める鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画とそれぞれ整合性の取れたものでなければならぬこととしております。

御指摘の総合的な取組の重要性につきましては提案者としても十分に認識しているところであります。被害防止計画には、捕獲ばかりではなくて、防護さく等の設置等鳥獣の捕獲以外の被害防止施策についても定めるものとしております。さらに、総合的かつ効果的に被害防止施策を実施するため、被害の状況、鳥獣の生息状況等を把握するための調査に関する規定を設けるほか、その原因の究明等に関する規定も設けております。また、人と鳥獣の共存に配慮した生息環境の整備及び保全に関する規定や、被害防止施策を講じるに当たって生物の多様性の確保に留意すること等の規定を設けております。それに加えて、附則において、鳥獣保護法の改正を行い、鳥獣の生息状況等についての定期的な調査に関する規定を設けたところであります。

以上のように、提案者としてしましては、今回の特措法と鳥獣保護法が相まって、総合的かつ効果的な被害防止対策が講ぜられることとなると考えております。

○紙智子君 もう少しお聞きします。

荒廃している奥山や里地などの生息地の管理、それから十分な予算を伴う効果的な防除対策、今一定触れられたところもありますけれども、野生鳥獣保護管理のための専門家の育成ですとか、農業共済による被害補償制度の拡充、それから野生鳥獣との共生を旨とした被害補償制度の確立などの総合的な被害防止対策が必要だというふうに思うんですけれども、この点については今後の対応

をどのようにされるおつもりでしょうか。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 紙委員御指摘のとおり、鳥獣による被害を効果的に防止するためには、被害防除や鳥獣の生息地管理及び被害対策に関する専門家の育成等の取組を総合的に実施していくことが重要であると考えております。

このため、農林水産省においても、鳥獣害対策予算につきまして、十九年度予算で一・九億円だったものを二十年度予算要求においては二十八億円と大幅に拡充をし、被害の現場である市町村が防護さく等の設置等の被害対策に総合的に取り組むことができる事業を要求していると承知しております。また、特別交付税制度の拡充により市町村の負担軽減を図ることとしております。そのほか、普及指導員や市町村職員等を対象とした技術研修会の開催等、被害現場における専門家の育成確保を一層推進すべきであると考えております。

そして、御指摘の農業共済による被害補償制度につきましては、現在、鳥獣による被害を補償するための支払が大幅に増えていると認識しておりますが、農業共済制度が今後ともしっかりと持続していくためにも、農業被害の発生そのものを防止すべく、総合的な被害防止対策を実施していくことが重要であるというふうに考えております。

○紙智子君 今回の鳥獣被害特措法によりまして、鳥獣捕獲の許可の権限が都道府県から今度市町村へとということで委譲されるわけです。市町村が防止計画を策定をして、そしてその判断で捕獲できるようにすると。そうなりますと、捕獲駆除一辺倒になるおそれも危惧されているわけですね。

鳥獣被害の著しい地域でそれぞれの市町村が徹底的な駆除を進めるということになりますと、鳥獣保護法に基づく総合的な保護の管理の施策、これが機能しなくなるのではないかと心配もあるわけですね。その点、どのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(宮腰光寛君) この法律案につきましては、趣旨説明でも御説明いたしましたとお

り、日々鳥獣による農林水産業に係る被害に苦しんでおり、その対策に腐心しております市町村が主体的に被害防止施策に取り組むことができるようにすることを基本とするものであります。

農林水産業に係る被害の防止についての鳥獣の捕獲の許可権限につきましては、現在も相当程度市町村に権限が委譲されているところでありまして、現段階でも、現地調査等におきましても、いまだ委譲されていない市町村やその地域の農林漁業団体から強い要望が出されていると聞いております。

本法案におきましては、そのような状況を踏まえ、鳥獣の捕獲の許可権限が市町村に委譲されることができるよう仕組みを設けておりますが、許可権限の委譲については都道府県知事の同意が必要であること、また、鳥獣の保護を図る観点から、必要があるときは都道府県知事が指示を行うことができるなど、その適正化が図られることとなっております。

そして、捕獲以外の手段も被害防止施策の重要な柱として位置付けていること、鳥獣保護事業計画との整合性の確保につきましては先ほど述べたとおりでありまして、さらに環境大臣も意見を述べることができると、鳥獣保護法に基づく保護管理の各種施策とバランスが取れたものになっているというふうにご覧いただいております。

○紙智子君 私どももいたしましては、この市町村の被害防止計画の策定については、都道府県の鳥獣保護事業計画に基づいて、野生鳥獣の専門家や研究者も参画をして科学的に作成をし、野生鳥獣の個体数の調整を含む特定鳥獣保護管理計画に沿ったものにすべきであると、そして、捕獲の実施に当たっても、鳥獣の専門家の意見を聴いて都道府県や関係自治体と協議をし慎重に行われなければならないというふうにご覧いただいておりますが、その点についていかがでしょうか。

○衆議院議員(宮腰光寛君) 市町村の被害防止計画の作成につきましては、先ほど申し上げましたとおり適切に行われるものと考えておりまして、

その実施に当たっては、必要に応じ都道府県や関係自治体との連携協力が行われることになるものと考えております。

なお、適切かつ効果的な被害の防止のためには、その関連する業務に携わる者が知識、経験を有していることが重要であることから、衆議院農林水産委員会におきまして、政府及び地方公共団体は研修の機会の提供、技術的指導を行う者の育成その他の当該業務に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずる旨の決議を付したところであります。御理解をいただきたいと思います。

○紙智子君 法律が通りましたらこれで終わりというのではなくて、様々な懸念があるわけですから、払拭されるように今後とも努力を心から要請いたします。質問といたします。

○委員長(郡司彰君) 他に発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(郡司彰君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、主濱君から発言を求められておりますので、これを許します。主濱了君。

○主濱了君 民主党・新緑風会・日本の主濱了でございます。

私は、ただいま可決されました鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案に対し、民主党・新緑風会・日本、自由民主党・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が深刻化しており、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して緊急の課題となっている。

よって、政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を適切かつ効果的に実施するためには、その関連する業務に携わる者が鳥獣の習性等鳥獣に関する業務に必要の知識経験を有していることが重要であることにかんがみ、研修の機会の提供、技術的指導を行う者の育成その他の当該業務に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を適切に講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(郡司彰君) ただいま主濱君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(郡司彰君) 全会一致と認めます。よって、主濱君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、若林農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。若林農林水産大臣。

○国務大臣(若林正俊君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重させていただき、関係省庁との連携を図りつつ、今後、最善の努力をしてまいります所存でございます。

○委員長(郡司彰君) なお、審査報告書の作成に

つきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(郡司彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十六分散会

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(衆)

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案

(目的)
第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となつてい

ていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

(基本指針)
第三条 農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策(以下「被害防止施策」という。)を総合的かつ効果的に実施

するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

3 基本指針は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。)第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければなら

ない。
4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。

5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(被害防止計画)
第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画(以下「被害防止計画」という。)を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となつてい

る鳥獣であつて被害防止計画の対象とするもの(以下「対象鳥獣」という。)の種類
三 被害防止計画の期間
四 対象鳥獣の捕獲等(農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等、鳥獣保護法第二

条第三項に規定する捕獲等をいう。

以下同じ。)又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等(鳥獣保護法第八条に規定する採取等をいう。)をいう。以下同じ。)

五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
六 被害防止施策の実施体制に関する事項
七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

3 前項第四号の事項には、鳥獣保護法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であつて第六

条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるもの

に係る事項(以下「許可権限事項」という。)を記載することができる。

4 被害防止計画は、鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。))が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画と整合性のとれたものでなければなら

ない。
5 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限事項を記載しようとするときは、当該許可権限事項について都道府県知事の同意を得なければならない。

6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要がある、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行

うものとする。

7 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第五項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。

8 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第五項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第七項中「同項後段」とあるのは「第九項において読み替えて準用する第五項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。

10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。

11 市町村は、都道府県知事に對し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(市町村に対する援助)
第五条 都道府県知事は、市町村に對し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めな

ければならない。
(対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護法の適用の特例等)

第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成したときは、第四条第八項後段(同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公告の日(次項において「公告の日」という。)から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣保護法第九条(第十項、第十二項及び第十四項を除く。)、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項、第七十五条第一項、第七十九条、第八十三条第一項第二号から第三号まで及び第六号、第八十四条第一項第一号、第八十六条第一号及び第二号並びに第八十七条の規定の適用については、鳥獣保護法第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。))第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等を行う」とする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。の長)と、同条第二項から第九項まで、第十一項及び第十三項並びに鳥獣保護法第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、鳥獣保護法第七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるのは「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつては第九条第一項の許可を受けた者(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。)」と、「猟区

設定者に對し」とあるのは「猟区設定者に對し、計画作成市町村の長にあつては鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に對し」と、鳥獣保護法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獣保護法第八十三条第一項第二号及び第二号の二中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第三号中「第十條第一項」とあるのは「第十條第一項(鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第六号中「第九條第一項」とあるのは「第九條第一項(鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、鳥獣保護法第八十四条第一項第一号中「第九條第五項」とあるのは「第九條第五項(鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、鳥獣保護法第八十六條第一號中「第十一項」とあるのは「第十一項(鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同條第二號中「第九條第十三項」とあるのは「第九條第十三項(鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「第七十五條第一項」とあるのは「第七十五條第一項(鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、

をを含む。）」と、鳥獣保護法第八十七条中「第九條第一項」とあるのは「第九條第一項(鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

2 前項の被害防止計画を作成した市町村の区域においては、公告の日前に鳥獣保護法第九條若しくは第十條の規定により都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為又は当該公告の日において現に鳥獣保護法第九條の規定により都道府県知事に對して行つてゐる許可等の申請で当該市町村の許可権限委譲事項に係るものは、当該公告の日以後においては、同項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九條若しくは第十條の規定により当該市町村の長が行つた許可等の処分その他の行為又は同項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九條の規定により当該市町村の長に對して行つてゐる許可等の申請とみなす。

3 市町村が第一項の被害防止計画を変更し、許可権限委譲事項の全部若しくは一部が記載されないこととなつた場合又は当該被害防止計画の期間が満了した場合においては、第四條第九項において読み替えて準用する同條第八項後段の規定による公告の日又は当該被害防止計画の期間が満了した日(以下「変更公告等の日」という。前項第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九條若しくは第十條の規定により当該市町村の長が行つた許可等の処分その他の行為(前項の規定により当該市町村の長が行つた許可等の処分その他の行為とみなされた行為を含む。))又は当該被害防止計画の変更公告等の日において現に第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九條の規定により当該市町村の長に對して行つてゐる許可等の申請(前項の規定により当該市町村の長に對して行つてゐる許可等の申請とみなされたものを含む。))で当該市町村の許可権限委譲事項に係るもの(当該市町村の許可権限委譲事項の一部が記載されないこととなつた場合にあつては、当該

記載されないこととなった許可権限委譲事項に係るものに限る。は、当該変更公告等の日以降においては、鳥獣保護法第九条若しくは第十条の規定により都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為又は鳥獣保護法第九条の規定により都道府県知事に対して行っている許可等の申請とみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が対象鳥獣の捕獲等の許可を行う場合における鳥獣保護法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更)

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況、第四条第十項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画を作成し、又は変更するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者(主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見

込まれる者)にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。)のうちから、市町村長が任命する者

4 前項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

5 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であつて主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護法第五十五条第一項の狩猟者登録についての鳥獣保護法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、鳥獣保護法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第 号)第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員(以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。)であつて主として同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたもの(以下「以下同じ。')である旨及び所属市町村(当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所属する市町村であつて、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。))の名称」と、鳥獣保護法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となつたとき、対象鳥獣捕獲員でなくなつたとき若しくは所属市町村の変更があつたとき」とする。

6 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の定めると

ころによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

(捕獲等をした対象鳥獣の処理)

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣が適正に処理されるよう、当該対象鳥獣に関し、処理するための施設の充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産大臣の協力要請等)

第十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対して鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関し、文部科学大臣又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して天然記念物の保存に関し、意見を述べることができる。

3 環境大臣は、鳥獣の保護を図る等の見地から被害防止施策に関し必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

(国、地方公共団体等の連携及び協力)

第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業に係る被害の状況等に応じ、

地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

(被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査)

第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の調査の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たつて、適切にこれを活用しなければならない。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関

する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となつてゐる鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減)
第十六条 国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に携わる者の狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許又はその更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)
第十七条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等を踏まえて鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(生息環境の整備及び保全)
第十八条 国及び地方公共団体は、人と鳥獣の共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ、間伐の推進、広葉樹林の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(被害防止施策を講ずるに当たつての配慮)
第十九条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たつては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少してゐる鳥獣又は著しく減少するおそれのある鳥獣については、当該鳥獣の特性を考慮した適切な施策を講ずることによりその保護を図られるよう十分配慮するものとする。

(農林漁業等の振興及び農山漁村の活性化)
第二十条 国及び地方公共団体は、被害防止施策と相まって農林漁業及び関連する産業の振興並びに農山漁村の活性化を図ることにより、安全

にかつ安心して農林水産業を営むことができる活力ある農山漁村地域の実現を図るよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(見直し)

第二条 被害防止施策については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正)
第三条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十八條の次に次の一条を加える。

(調査)

第七十八條の二 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、食の安全と自給率向上、地域農業の振興に関する請願(第一二二九号)

第一二二九号 平成十九年十二月六日受理
食の安全と自給率向上、地域農業の振興に関する請願

請願者 北海道網走市駒場南二ノ九ノ一
七 齊藤道子 外八百三十三名
紹介議員 紙 智子君

政府は、貿易自由化を促進し、今以上に食料の輸入依存を進めようとしている。その結果、農業は生産が四二%も縮小され、自給率は一二%まで低下すると、農林水産省も試算している。今でも世界では八億人以上が栄養不足に苦しみ、五秒に一人の子供が死んでいる。アメリカなどの穀物大商社は、もうけのために食料さえバイオエタノールの原料にしており、穀物の在庫不足、価格の急上昇が起きている。国内生産を増やし、自給率を高めることは、食料の安定供給に欠かせないばかりか、世界の食料事情改善のためにも大きな貢献になる。政府は、アメリカ産牛肉の輸入条件緩和や、国内でも全頭検査をやめさせようとしているが、これは消費者の「食の安全・安心を」の願いに反する。輸入食料だけでなく、国内の食品企業による偽装などを根絶するためにも、表示制度やそのチェック体制の充実が必要である。食の安全・安心、安定供給のためにも、世界の国々々が、食料を自分たちの国や地域で作る権利、食糧主権を確立することが求められる。日本でも、農民を農業から追い出すのではなく、産直や地産地消を支援するなど地域で農業を続けられる政策に切り替えることが必要である。

ついで、消費者の安全・安心を求める声にこたえ、国が責任を持って食料自給率を高め、地域農業を発展させるため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国の責任で日本農業を守り、食料自給率向上を進めること。産直や地産地消を支援するなど地域農業を振興すること。EPA・FTAなど、これ以上の貿易自由化交渉はやめること。

二、食品衛生監視員の増員や安全基準・表示制度の充実で、食の安全対策を強化すること。

三、アメリカ産牛肉の輸入条件緩和はしないこと。BSE対策における牛の全頭検査は継続すること。

平成十九年十二月十八日印刷

平成十九年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B